

重国籍 — 我が国の法制と各国の動向

はじめに

国境を越えて人・物・情報が行き来し、「ボーダーレス」「グローバル化」といった言葉が使われるようになる反面、国際的なテロ組織の暗躍から、また流入してきた人々との摩擦や軋轢などから、国民としての意識や「愛国心」が強調されるなど、「国」というもののあり方が問われている。こうした中、個人を特定の国家に結び付ける法律的な絆である国籍というものもまた、改めて問い直されている。国境を越えた人の交流から必然的に問題となってくる「重国籍」につき、その発生の原因、考え方、我が国の法制、諸外国の状況を整理してみたいと思う。

I 重国籍の発生

国際社会は、文字どおり国を単位として形成されている。国籍の概念は、国民共同体としての近代国家が誕生した18世紀末以降一般化した。国家の構成要素は領土、人民（国民）、主権の3つとされるが、どの範囲の人がその構成員たる国民であるかは、それぞれの国が各自定めている。各国の国籍立法は、それぞれの歴史や背景、政策により、様々なものとなっており、このため、いずれの国の国籍も持たない無国籍者、複数の国の国籍を持つ重国籍者が生じることとなる。

具体的にはどのような場合に重国籍が発生す

るのかを以下に示す。

①出生によるもの

出生時の国籍の定め方として、出生地の国内外を問わず、自国民を親として生まれた者に国籍を付与する血統主義と、親の国籍を問わず自国内で生まれた者に国籍を付与する生地主義の2種類の考え方がある⁽¹⁾。血統主義を採用する国の国籍を承継することができる国民が生地主義を採用する国で子を産めば、その子は重国籍となる。

血統主義には、父の国籍を付与とする父系血統主義と、父母の少なくともどちらか一方が自国民であれば国籍を付与する父母両系血統主義とがある。血統主義を採用する国は、父系血統主義の国が多かったが、両性平等主義の要請から、第二次世界大戦後、とくに1970年代以降父母両系血統主義に国籍法制を改正する国が出始め、世界の趨勢となった。我が国も1980年に成立した女子差別撤廃条約の批准が契機となり、1984年の改正（昭和59年法第45号）によりそれまでの父系血統主義から父母両系血統主義となった。父母両系血統主義の国々においては、父と母の国籍を付与されるため、重国籍者の発生が増えることになる。この改正の際、日本の国籍法に国籍選択制度が導入されたのも、父母両系血統主義の採用により予想される重国籍者の増加することに対応するためである。

しかし、国籍を異にする父母から生まれた子が、父母双方の祖国で生活し、その親族と交流し、双方の祖国を理解しようとするのは自然なことでもあり、父母双方の国籍を同時に持たせたいという希望は多い⁽²⁾。

(1) いずれの国も、その一方のみを貫徹することは不可能なので、原則をどちらかにした上で、補充的に他方の考え方による決定方法を取り入れている。

②婚姻によるもの

20世紀初頭においては、世界のあらゆる国が、外国人と結婚した女子はその夫の国籍に従う、という夫婦国籍同一主義を採用していたが、第一次世界大戦の終わり頃から夫婦国籍独立主義を採用する国が現れ、近代的な両性平等主義思想の要求とともに普及した。我が国もかつては夫婦国籍同一主義を採用していたが、新憲法公布に伴い制定された新国籍法（昭和25年法律第147号）では、夫婦国籍独立主義が採用された。ただし、現在でも、自国民である夫との婚姻により外国人の妻に自動的に国籍を付与する国が存在する。このような国の国籍保持者との婚姻により、自己の意思にかかわらず重国籍者となることがある。また、外国で生活する国際結婚をした者からは、生活上の不便等からもその国の国籍が必要だが原国籍は放棄したくないという理由で重国籍容認を求める声がある⁽³⁾。

③認知、養子等出生後の親子関係成立に伴うもの、出生後に親子間の国籍相違が生じることに伴うもの

未成年の子については、子の監護教育の確保のため親の国籍に従わせることが好ましいとの考え方から、親子国籍同一主義を採る国と、子の地位の独立を尊重する観点から親子国籍独立主義を採る国とが存在する。我が国では、1950年の改正で、親子国籍独立主義が採用された。認知、養子等による事後的な親子関係成立に伴う国籍付与についても国により制度が異なる。このようなことから重国籍が発生する場合もある。

④帰化等によるもの

自国に帰化を希望する外国人に対し、元の国籍の離脱を要件として課す国は、我が国に限ら

ないが、帰化等により外国籍を取得しても国籍離脱を認めない国も存在する。難民のように、国籍離脱の手續きを取り得ない者も存在する。このような場合には、たとえ本人が望まなくとも重国籍のままとなってしまうが、近時、帰化にあたり原国籍放棄を求めない、あるいは自国民が自らの意思において外国籍を取得するにあたって、必ずしも原国籍を喪失しないものとする法改正を行った国がある（IV 諸外国の状況参照）。

II 重国籍についての考え方

上記の様に、各国がそれぞれの国籍立法を行っている以上、重国籍の発生は避けられないことである。これに対し、20世紀初頭においては「人は凡て何れかの国籍一個のみを有すべきものとす⁽⁴⁾」という「国籍唯一の原則」が理想とされ、その後一貫して我が国の法制は、これを追求するものとなっている。1930年に採択された国際連盟の「国籍法の抵触に関連するある種の問題に関する条約」の前文には、「…国際共同体のすべての構成国に人は一の国籍を有すべきであり、かつ、一の国籍のみを有すべきであることを認めさせることが、国際共同体の一般的な利益であることを確信し、したがって、この領域において人類が努力を傾けるべき理想は、あらゆる無国籍の事例および二重国籍の事例をともに消滅させることにあることを認め…⁽⁵⁾」とあり、我が国の国籍法が重国籍の防止又は解消のための規定を設けている理由を説明する際の根拠として用いられている。もっとも我が国はこの条約に署名はしたが、批准はしていない。

(2) 第156回国会においても、衆議院法務委員会付託請願として、「国籍選択制度と国籍留保届の廃止に関する請願（11件）」「重国籍容認に関する請願（13件）」「成人重国籍の容認に関する請願（1件）」がある。

(3) 注2に同じ。

(4) 1926年の日本の国際法学会の決議第1条。

(5) 大沼保昭・藤田久一編『国際条約集（2003年版）』有斐閣，2003，p.178.

重国籍が好ましくない理由⁽⁶⁾としては、兵役義務、忠誠義務、義務教育の衝突、本国間の外交保護権の抵触、参政権の問題が挙げられる。このほか、国に対する帰属意識の形骸化、重国籍者が複数国の権利・特権を行使し得るとすると単一国籍者との間に不公平が生じる、複数国の別個の旅券の取得が可能となり出入国管理上の問題が生じる、重婚が可能となるといったことが言われている。こうした理由はいずれも国の側から、公益的観点により挙げられるものである。

これに対し、1948年の世界人権宣言がその第15条で国籍を持つ権利を人権として認めるに至り、個人の側から国籍を見るという視点が生じた。これにより、公益的観点から生じるとされる不都合は、国家間協定や国内法の整備で解決することが可能であり、複数の国の国籍を持つことが望ましい者には、それを認めるべきであるとの考え方も出てきた。一方では、移民の多く存在する国々において国内の外国出自の国民の統合のため、あるいは経済的その他の理由から他国へ帰化した自国民との絆を繋ぎ止めておくためといった、国策上の観点から、重国籍を認めるという国も出てきている（IV 諸外国の状況 参照）。

III 我が国の法制における重国籍の取扱い

先に述べたように、我が国においては「国籍唯一の原則」が理想とされ、女子差別撤廃条約批准のため父母両系血統主義を採用した1984年の国籍法改正の折には、重国籍の防止・解消の

手段として「国籍選択制度」（国籍法第14条～第16条）が新設され、また「国籍留保制度」（同法第12条）の拡張が行われた。

「国籍選択制度」とは、重国籍者に対し、20歳に達する以前に重国籍となった者は22歳までに、20歳に達した後に重国籍となった者は重国籍となった時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならないとし、この選択をしない場合には法務大臣から催告を受け、催告を受けた日から1か月以内に選択をしなければ日本国籍を喪失するというものである。もっとも外国籍の離脱が可能であるか否かは当該国の法制によるので、「選択の宣言」がなされるのみで、実際には重国籍のままということもあり得る。法務大臣の催告も、平成15年7月17日の参議院法務委員会における法務省民事局長の答弁⁽⁷⁾によると、現在までこの催告を行ったことはないとのことである。

「国籍留保制度」とは、出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれた者は、戸籍法の定めるところにより日本の国籍を留保する意思表示をしなければ、出生時にさかのぼって日本の国籍を喪失するというものである。旧法においては、生地主義を採る外国で生まれて外国籍を取得した者に対し、日系移民の受入国同化促進のために設けられた制度だったが、これが外国での出生による重国籍者すべてに広げられた。

旧国籍法の適用をうける事例ではあるが、フジモリ元ペルー大統領に日本国籍があることを理由として、日本政府がペルーの引渡し要請を拒否していることが話題となった⁽⁸⁾。また、

(6) 江川英文ほか『国籍法（第三版）』有斐閣，1997，pp.22-23.，池原季雄ほか「国籍法改正に関する中間試案をめぐって（座談会）-下-」『ジュリスト』790号，1983.5.15，pp.65-67.等による。

(7) 平成15年7月17日 第156回国会参議院法務委員会会議録第23号 p.13.

(8) フジモリ元大統領の国籍問題について論じたものには、次がある。

奥田安弘「渉外国籍、国籍、帰化について」『月刊日本行政』341号，2001.4，pp.2-11.

山田遼一「国籍の選択に関する経過措置－国籍法附則第三条について－」『戸籍時報』542号 2002.6 pp.2-6.

ケント・アンダーソン、奥田安弘「フジモリ元ペルー大統領に関する国籍法および国際刑事法上の諸問題」『北大法学論集』54巻3号，2003，pp.1088-1043.

この件に関しては、南米での日系二世への取材の結果「日本政府は日系人に対して二重国籍状態を黙認しているのではないかと思われた。⁽⁹⁾」とする論評もある。

IV 諸外国の状況

先に述べた通り、諸外国においては、必ずしも20世紀初頭の状態に留まっている訳ではない。もっとも、いまだに父系血統主義を採用している国や、自国民の妻が外国人である場合に当然に国籍を取得させる国も数多く存在する⁽¹⁰⁾など、状況はまちまちである。以下に、近年動きがあった国を中心に、いくつかの国の重国籍をめぐる法制の状況を見ていくこととする。

ところで、英語における「国籍」に関する用語として、nationality と citizenship の2つがある。nationality は「国籍」、citizenship は「市民権」と訳されることが多く、nationality と citizenship を使い分けている国もあるが、citizenship を nationality と同義のものとして用いている国も多い。ここでは、参照した文献で用いられている語をそのまま用いることとする。

1 「移民国家」

移民により成立した国家であるアメリカ、オーストラリア、カナダは、いずれも生地主義の国である。自国内で生まれた者に国籍を付与する

ので、重国籍が発生しやすい国であるといえる。これらの国には重国籍となった者に対する選択制度等はなく、出生による重国籍者はそのままでいられる。

アメリカ合衆国

重国籍の存在は認めるが、方針としては支持しない旨、大使館⁽¹¹⁾、国務省⁽¹²⁾のホームページで表明している。法制上、アメリカに帰化する者には原国籍の離脱と忠誠を誓うことが求められ、他国に帰化する場合にアメリカ国籍を喪失する必要があるが、重国籍自体を否定している訳ではなく、1967年の連邦最高裁判例⁽¹³⁾で、重国籍の権利が憲法修正第14条に基づき認められている旨判示されている。

オーストラリア

オーストラリア市民権協議会が2000年に発行した報告書「新世紀へ向けてのオーストラリア市民権」で、他国の市民権取得がオーストラリア市民権の喪失につながるという規定の廃止を勧告した。当時の法律では、オーストラリア市民権を後天的に取得する者については、原国籍の離脱が必要とされておらず、原国籍国が二重国籍を容認すればオーストラリア市民権との二重国籍となるが、オーストラリア市民が他国の国籍を取得すればオーストラリア市民権を喪失することとされている⁽¹⁴⁾。

他国の国籍取得によるオーストラリア市民権

(9) 田中宇『田中宇の国際ニュース解説』「フジモリと日本」2001.8.27.

<<http://tanakanews.com/b0827peru.htm>>

(10) 中東やアフリカにはこうした国が多い。

涉外身分関係実務研究会編『涉外身分関係先例判例総覧・法令編』（加除式資料）日本加除出版株式会社 の巻末参考資料、「出生による国籍取得による各国法制一覧」「婚姻による国籍取得に関する諸外国の法令要約」参照。

(11) 在日アメリカ大使館<<http://usembassy.state.gov/tokyo/wwwhjacs-dual.html>>

(12) U.S.Department of State Bureau of Consular Affairs,"Dual Nationality"

<<http://travel.state.gov/dualnationality.html>>

(13) Afroyim v. Rusk, 387 U.S. 253 (1967)

他国の国籍を併せ持つ帰化による合衆国市民が、かつて他国の選挙で投票したことを理由に州政府からパスポートの発行を拒絶されたことが争われた事例。

喪失を定めた1948年オーストラリア市民権法第17条の廃止を含む改正法案 (Australian Citizenship Legislation Amendment Bill 2001) が提出されたが、議会の解散に伴い廃案となった。翌年提出された法案 (Australian Citizenship Legislation Amendment Bill 2002) が成立し、2002年4月4日に発効したため、現在では1948年オーストラリア市民憲法第17条は廃止され、他国の国籍を取得したオーストラリア人がオーストラリア市民権を喪失することはなくなった。

カナダ

帰化の際に原国籍離脱要件を課さない (1946年から)。またカナダ人が外国籍を任意取得してもカナダ国籍は消滅しない (1977年から)。1994年、市民権及び移民に関する下院常任委員会は、外国籍を任意取得したカナダ人からカナダ市民権を剥奪する可能性に言及した報告書を発行した⁽¹⁵⁾ が、現在のところこれに沿った改正は行われていない。

2 ヨーロッパ諸国

人権、民主主義、法の支配という価値観を共有する西欧諸国が、その実現のための加盟国間の協調を拡大することを目的として設置した欧州評議会 (Council of Europe、CE) は、1963年に「重国籍の場合の減少及び重国籍の場合の兵役義務に関する条約」を採択した⁽¹⁶⁾。これは基本的に重国籍は望ましいものではなく、可能な限り防止するという立場に立つものだったが、移住労働者の増加と定住、国際結婚の増加、

欧州共同体 (欧州連合) の域内の自由移動という政策等から、その見直しが必要となった。1997年に採択された「ヨーロッパ国籍条約」では、出生や婚姻により重国籍となった場合にはその国籍を保持することを認めなければならないとし (第14条)、それ以外の帰化等による場合については締約国が独自に定めることができる (第15条) とした⁽¹⁷⁾。

1990年代以降、以下に紹介するイタリア、スウェーデン、スイスは、この条約の見直しと同様の理由、すなわち移民の統合政策や欧州共同体政策との協調の必要性等から、帰化等による場合にも重国籍を認める国籍法改正を行っている。

イギリス

生地主義を採っており、国籍選択制度はない。帰化の際に原国籍離脱要件を課さない。またイギリス人が外国籍を任意取得してもイギリス国籍は消滅しない。1981年国籍法改正準備の過程で、イギリス人の外国籍の任意取得によるイギリス国籍の消滅も検討されたが、結局採用されず、重国籍を防止する試みはなされていない。

フランス

父母両系血統主義だが、外国人の両親からフランスで生まれた子は、居住要件を満たしていれば成年 (18歳) に達した時にフランス国籍を取得する (1998年の国籍法 (民法典) 改正⁽¹⁸⁾)。出生による重国籍が認められているほか、フランスへの帰化の際に原国籍離脱要件を課さない

(14) 浅川晃広「移民国家オーストラリアにおける市民権—市民憲法の改正過程を中心に」『神戸市外国語大学外国学研究』50号、2000、pp.95-112.

(15) T. Alexander Aleinikoff and Douglas Klusmeyer, *From migrants to citizens: membership in a changing world* Washington, D.C., Carnegie Endowment for International Peace, 2000, p.100.

(16) 奥田安弘・館田晶子「1997年のヨーロッパ国籍条約」『北大法学論集』50巻5号 2000、pp.93-131.

(17) 同上

(18) フランス国籍法 (民法典) の改正に関しては、

中野裕二「フランスにおける意思表示にもとづく国籍取得—1994~98年—」『法学論集』60号 2000.1 pp.237-264.

(1889年から)。またフランス人が外国籍を任意取得してもフランス国籍は消滅しない(1973年から)。

ドイツ

父母両系血統主義だが、1998年成立した社会民主党 (SPD) と緑の党による連立政権により、国内の外国人統合のための生地主義の部分的採用と重国籍の許容のための国籍法改正が試みられた。途中で行われた地方選挙の結果による力関係の変化を受け、当初目論まれていた全面的な重国籍容認は実現しなかったが、1999年の国籍法等の改正⁽¹⁹⁾ で部分的に生地主義を取り入れ、出生による重国籍が容認されるようになった。ただし、出生により重国籍となった者は、成年に達してから23歳までの間に国籍選択をしなければならず、23歳までに何の宣言もしない場合にはドイツ国籍は消滅する。ドイツへの帰化の際には、原則として原国籍離脱が要件とされ、ドイツ人の外国籍取得はドイツ国籍喪失の事由の1つとされる。1999年の外国人法改正で、原国籍放棄ができないか著しく困難な場合を列挙し、これらの場合には帰化において重国籍を容認するものとした。

イタリア

父母両系血統主義を採用している。1983年の国籍法では重国籍の子は成年に達した後に国籍を選択しなければならないとされていたが、1986年に効力が停止され、1992年の改正で廃止された。外国在住の外国籍を取得したイタリア

人はイタリア国籍を喪失することとしていたが、このときの改正で、外国籍を有するイタリア人はイタリア国籍を保持することが規定された⁽²⁰⁾。なお、イタリアへの帰化にあたり、原国籍の放棄は求めている。

スウェーデン

父母両系血統主義を採用している。以前は重国籍を回避する法制であったが、2001年の新国籍法で、重国籍が許容されるようになった⁽²¹⁾。出生によりスウェーデンと他国との重国籍となる子には、重国籍が認められる。スウェーデン人が外国籍を取得してもスウェーデン国籍を喪失することはなく、外国人がスウェーデン国籍を取得しても原国籍を保持し続けることができる。

スイス

父母両系血統主義を採用している。国籍選択制度はない。スイス人が外国へ帰化してもスイス国籍は自動的に消滅しないものとされている。1990年の国籍法改正で、スイスへの帰化に当たり原国籍の放棄を求めていた第17条を廃止した⁽²²⁾。

3 中南米諸国の場合

コーネル大学助教授ジョーンズ - コレア氏⁽²³⁾によると、1991年以降、アメリカに移民を送っている主要ラテンアメリカ諸国は、次々と二重国籍を認めている。コロンビアは1991年、ドミニカ共和国は1994年、エクアドルとコスタリカ

(19) ドイツの国籍法改正に関しては、

福田善彦「ドイツの国籍法改正と二重国籍問題」『国際経営論集』No.21, 2001, pp.175-201.

鈴木規子「ドイツ国籍法改正とEU市民権に関する一考察」『法学政治学論究』No.45, 2000.6, pp.237-264.

(20) 国友明彦「国籍の任意取得による重国籍—特にスイス法とストラスブール条約について」『国際法外交雑誌』93巻5号, 1994, p.10.

(21) スウェーデンの新国籍法については、スウェーデン移民委員会のホームページ

<<http://www.migrationsverket.se/english.html>>に英語による解説が掲載されている。

(22) 国友 前掲論文。

は1995年、ブラジルは1996年、メキシコは1997年に、外国にいる市民に二重国籍を認めたことである。合法・非合法を含め、アメリカ合衆国に多数の移民を送り出しているこれらの諸国の動きは、アメリカ合衆国における彼らの地位の安定のためにアメリカ合衆国の国籍を取りやすくすることや、経済的な恩恵のために紐帯をつないでおくといった考慮が働いていることであると思われる。

メキシコ

メキシコの国籍に関する基本原則は、憲法に定められている。それまでも重国籍に関しては比較的寛容であったが、1997年に憲法を改正して重国籍を正面から認め、重国籍者の法的地位に関する規定を置いた（憲法第32条）。他の中南米諸国と同様、メキシコは生地主義を採用しており、国内で出生した者は父母の国籍のいかんを問わず国籍を付与されるが、1997年改正以前には、外国の国籍を取得した者はメキシコ国籍を喪失するものとされていた。改正後の憲法は、出生によるメキシコ人と帰化によるメキシコ人を区別し、「出生によるメキシコ人は誰もその国籍を剥奪され得ない」と規定する（憲法第37条(A)）。1998年に施行された国籍法は、憲法の国籍関係規定の施行法だが、その経過規則の第4において、既にメキシコ国籍を喪失した「出生によるメキシコ人」が、1998年3月20日より5年以内に書面による申請を行うことで、既に取得している他国の国籍を失うことなくメキシコ国籍の再取得ができることを定めている。

4 アジア諸国

中華人民共和国

1980年制定の国籍法第3条は、「中華人民共

和国は、中華人民共和国の公民が二重国籍を持つことを認めない」と規定する。重国籍を認めないことを明文化した珍しい例である。父母両系血統主義を採用するが、自国民を親として外国で出生した子でも、出生と同時に外国籍を取得している場合には国籍は付与されない（第5条）。外国に定住する中華人民共和国公民が外国に帰化した場合には中華人民共和国籍を喪失し（第9条）、中華人民共和国への帰化が認められた者は原国籍を留保することができない（第8条）。

インド

現在のところ、帰化には原国籍国の放棄が必要とされ、インド人が自己の志望により外国籍を取得する場合にはインド国籍を喪失するが、2003年1月、インド政府は在外のインド系外国人に二重国籍を付与する方針を表明した。2003年1月14日付記事⁽²⁴⁾によると、投資が低迷している経済のテコ入れや、技術協力などを促す狙いがあるという。

フィリピン

2003年8月、在外フィリピン人の重国籍を認める法律（Citizenship Retention and Reacquisition Act of 2003）が成立した。外国に帰化することで市民権を失った生来のフィリピン人は、この法律に従い国家に対する忠誠の誓いを行うことで、フィリピン市民権を再取得することができ、この法律の施行後に外国に帰化する生来のフィリピン人は、同様の忠誠の誓いによりフィリピン市民権を保持し続けることができる⁽²⁵⁾。在外フィリピン人団体等の長年の取り組みの成果であるが、在外フィリピン人が外国人に対する土地所有禁止や投資の規制を受けなくなること

⁽²³⁾ Michael Jones-Correa, "The 'Return' of the State Immigration, Transnationalism, and Dual Nationality" *DRCLAS News*, Spring 2000.

<<http://drclas.fas.harvard.edu/publications/revista/latinos/jonescorrea.html>>

⁽²⁴⁾ 朝日新聞「印僑に二重国籍 インド、認める方針 「祖国」へ投資・技術協力お願い」

による投資の拡大が期待されているという⁽²⁶⁾。

おわりに

以上、いくつかの国々の状況を見てきたが、動機や事情は様々ながら、いまや必ずしも「国籍唯一の原則」が絶対的な理想とされているとはいえない状況にある。治安や安全保障の確保のためには、国籍はあまり複雑でないほうが管理しやすいことは確かであろう。一方では、「人権」に対する意識の高まりは、国際的にも国内においても進んでおり、個人の立場から国籍を考えることがますます重要となってきている。また、我が国においても現実の問題として

相当数の重国籍者が存在すると思われることから、その存在を単に否定するのではなく、これらの人々の法的地位等をどうするかということも考えるべきではないだろうか。

先に挙げた第156回国会参議院法務委員会における、世界の潮流としても必ずしも単一の国籍ということが国際的な全体の潮流ではないと聞いているとしたうえで、重国籍についての法制を検討し直してみる必要があるのではないかととの質問に対し、法務大臣は、「こうした問題についての国際的な動向などを注目してまいりたい」との答弁をしている⁽²⁷⁾。先の改正から20年が経過し、我が国の国籍法も見直しを検討する時期が到来しているのではないかと思われる。

(行政法務課 おかむら みほこ 岡村 美保子)

⁽²⁵⁾ この法律は、在オーストラリアフィリピン大使館のホームページで見ることができる。

<<http://www.philembassy.au.com/>>

⁽²⁶⁾ 権香淑「二重市民権法案をめぐる動き」『ジュリスト』1250号, 2003.8.1-15, p143.

⁽²⁷⁾ 平成15年7月17日 第156回国会参議院法務委員会会議録第23号 p.14.